

那覇市教育委員会 学校教教育課

那覇市立学校家族休暇制度 (ラーケーション)

Q & A



Q1

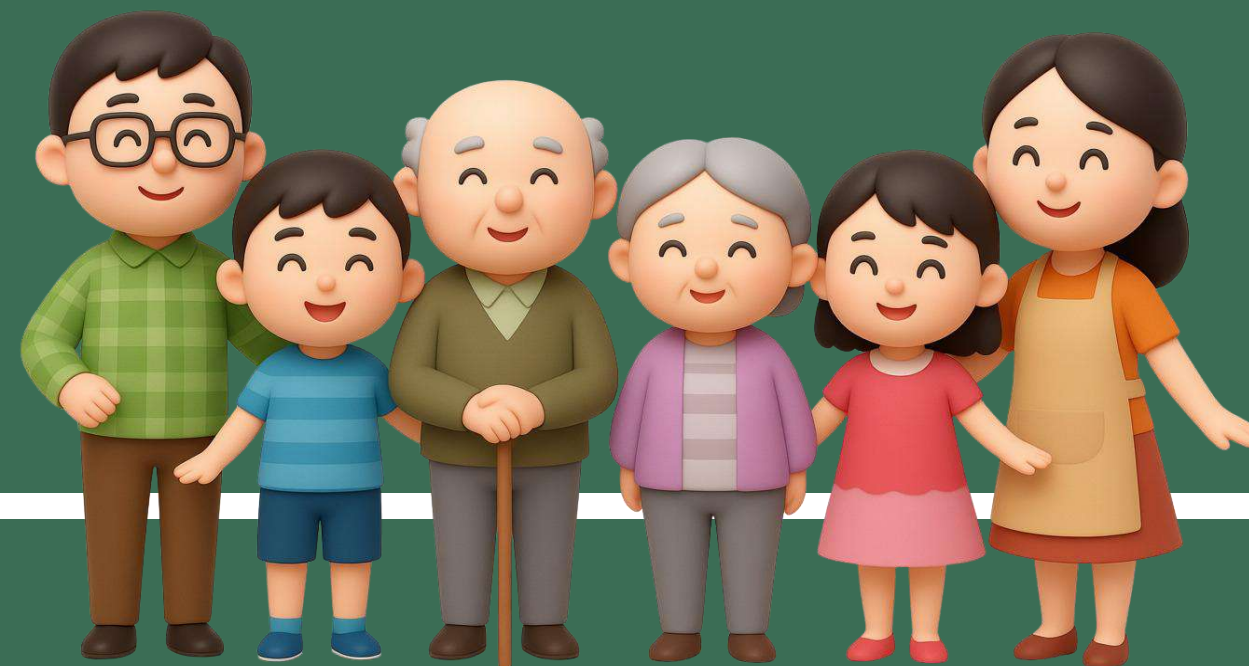
導入の目的は何ですか？



A1

子どもたちの平日の休暇取得制度を設けることで、家族で過ごす時間を確保し、様々な経験を通して心身の成長につなげることを目的として実施します。

祖父母や成人した兄姉と過ごす大切な時間にもご利用いただけます。取得した日は欠席とはならず、「出席停止」として取扱います。この制度は必ず利用しなければならないものではありません。ご家庭の状況に応じて、無理のないかたちでご活用ください。



Q2

申請はどのように行えばよいですか。



A2

学校のホームページから「申請書」をダウンロードし、必要事項を記入します。その際、申請内容や記載漏れ、取得できない日の該当がないかも確認します。記入後、取得希望日の1週間前までに、申請書を学校（担任）へ提出します。

申請書は連絡ツール「teturu」でも配信します。紙での配付を希望される場合は、学校へご相談ください。



Q3

取得できる日数は何日ですか。
また、連続で取得することは
できますか。



A3

取得できる日数は年度において3日までです。
取得は1日単位で、連続して取得することも、
日を分けて取得することも可能です。

ただし、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。



Q4

いつでも取得できますか。



A4

入学式や卒業式、始業式、終業式などの節目の日のほか、運動会や発表会、修学旅行などの学校行事や野外活動がある日は取得できません。また、定期テストなど学年や学校全体で取り組む活動のある日、さらに学校が取得できない日として定めている場合も利用できません。

学校運営および学習への影響を考慮し、これらに該当する場合は、取得が認められません。 予め学校の行事計画表や定期的なおたより、学年通信等をご確認ください。



Q5

急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。



A5

前日でも届け出ることは可能ですが、計画的な取得を奨励しております。

学校も取得の可否を判断する必要があることから、原則1週間前までの届出をお願いします。



Q6

どのような活動であれば取得の対象になりますか。



A6

取得中の活動場所や活動内容等について、特に制限はありません。

ただし、自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。



Q7

子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。



A7

保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度です。



Q8

休んだことで学習が遅れてしまうのが心配です。どうすればよいでしょうか。



A8

この制度は、ご家庭で取得を判断いただく休暇となりますので、受けられなかった授業内容については、ご家庭での自習などにより補っていただきますようお願いいたします。

学校での補習等はありません。



Q9

取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。



A9

この休暇は、保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害給付の対象とはなりません。

休暇中は、保護者の皆様で児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

